

件 名	職員表彰制度の見直しについて
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【現行の表彰制度の課題】 ・ 現行の制度では、業務の改善が表彰対象となっているものの、通常（日常）の業務遂行に尽力し、成果を挙げた組織・職員を賞する受け皿がない。 ・ 優秀な取り組みや提案を表彰するにとどまり、成果を十分に活用（他部局における実践、提案の事業化など）できていない。 ・ 各課や個人単位で自主的に応募する形を採っており、局・部の組織的な関与が乏しい。
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	【改正の趣旨】 ・ 日々の職務に真摯に取り組み、他の模範となる顕著な成果を挙げた組織・職員を表彰し、「頑張る職員が報われる仕組」をつくる。 ・ 職員の熱意、努力、頑張りをより積極的に表彰する制度に見直し、職員のモチベーションを高め、組織の活性化を図る。 【現行】 【改正後】 【主な改正点】（詳細は別紙） ① 新たに「市政貢献」、「政策提案」に係る功績を表彰対象に加え、功績表彰と業務改善表彰との統合により業務功績表彰とする。（職員表彰規則の一本化） ② 各部局から表彰事例を推薦する「部局推薦制」を導入する。 ③ 「永年勤続表彰」の勤続20年の表彰を廃止し、勤続30年のみ表彰する。 ④ 各局における職員の熱意、努力、頑張りに対して、市長表彰に準じ、部局長（局長及び行政委員会の事務局長など）が随時表彰する「部局長表彰」を新設する。

	【表彰時期】 ・「業務功績表彰」：平成２３年度は１月を予定 ・「永年勤続表彰」：開庁記念日 ・「善行表彰」、「部局長表彰」：随時
効果の想定	・表彰対象等の拡大による組織の活性化 ・組織を挙げた表彰事例の推薦による「褒める、認める」職場風土の醸成 ・信賞必罰の徹底による職員のモチベーションの向上
関係局との 政策連携	全庁

職員表彰制度 新旧対照表

(旧)

(新)

表彰	種類
----	----

(「職員表彰規則」と「業務改善表彰規程」の2本立て)

表彰	種類	部門	対象
----	----	----	----

【改正のポイント】

- ・従来の「業務改善表彰」を拡充し、「業務功績表彰」として職員表彰に位置づけ。(表彰規則への一本化)
- ・「永年勤続表彰」を原則、勤続30年に統一
- ・「部局長表彰」を新設

業務改善表彰規程	
業務改善表彰	業務改善(実績)
	業務改善(提案)

職員表彰規則	
職員表彰	永年勤続表彰 (勤続年数20年又は30年)
	善行表彰
	功績表彰

職員表彰規則	業務功績表彰 (市長賞 (功績が特に顕著なもの) 優秀賞)	市政貢献	①職務に精励し他の模範とすべき行為があった職員 ②危険度の高い業務・一般に人の好まない苦勞の多い業務に従事し、他の模範とすべき行為があった職員等 ③意欲的に職務を遂行し、顕著な業績をあげた職員等 ④相当の努力により解決困難な課題を有する職務を遂行した職員等 ⑤職務上有益な発明、発見又は顕著な改良をした職員等 ⑥事故等を未然に防止し、又はその危険を克服して職務を遂行した職員等 ⑦その他市長が表彰することが適当と認める業績又は行為があった職員等
		政策提案	市政の推進に関し、実効性があり、かつ、特に有益な政策提案を行った職員等
	業務改善表彰	業務改善(実績)	所掌業務に関して、優れた改善に取り組んだ職員等
		業務改善(提案)	①業務改善に関して、優れた提案を行った職員等 ②新たにに取り組むべき施策、事業に関して、優れた提案を行った職員等
	永年勤続表彰	永年勤続表彰	勤続年数30年に達した職員 (懲戒処分を受けた一部の者を除く)
	善行表彰	善行表彰	職務外において、広く賞賛を受け職員の名誉を高揚し、又は他の職員の模範となる善行をした職員
	部局長表彰	部局長表彰	①部局長(局長及び行政委員会の事務局長など)が、市長表彰に準ずる行為又は功績等があったと認める職員等 ②前号のほか部局長が、表彰することが適当と認める行為又は功績等があった職員等

職員等＝職員個人及び組織

(業務功績表彰と趣旨が同一であることから、統合する。)